

仕 様 書

産業観光局中央卸売市場第二市場
(担当 稲津、岩城 電話 681-5791)

件 名	大動物荷捌計量室扉修繕（中央卸売市場第二市場）
履 行 期 限	契約の日の翌日から令和7年5月31日まで
契 約 条 件	<p>本委託は、京都市契約事務規則及び契約書によるもののほかはすべてこの仕様書による。</p> <p>第1 目的 と畜作業により劣化した大動物荷捌計量室扉を修繕することにより、と室の衛生を維持し第二市場の円滑な運営に寄与することを目的とする。</p> <p>第2 用語の定義 仕様書において使用する用語のうち、契約書で定義していない用語を、次のとおり定義する。 監督員 京都市契約事務規則第39条に規定する監督職員等のことであり、本契約においては、産業観光局中央卸売市場第二市場に所属する職員をいう。</p> <p>第3 修繕建具 別紙に示す範囲の建具を修繕する。 現行型番：スイング製 両開き、サイズ 1200mm×1200mm 更新後の参考型番：UNIFLOW製SWING DOORシリーズ SCGR-3V、両開き なお、ヒンジにはSUS製カバー、黒色ガスケット、PGスプリングバンパーを取り付けること。</p> <p>第4 各種図面等 平面図及び箇所写真（別紙）</p> <p>第5 実施要領 1 作業時間は、水曜日及び日曜日を除きおよそ午後3時以降に行うこと。水曜日は午前9時以降に行うこと。いずれも原則17時までに終えること。なお、全ての作業は1日で終え、翌日のと畜業務に支障がないようにすること。作業日は監督員と協議のうえ、決定すること。 2 作業中においても、作業エリアでと畜業務を行うことがあるため、その際は監督員の指示に従い、作業を一旦中止するなど臨機に対応すること。</p>

- 3 受注後、現地において製品の取付状況や寸法等を調査し、条件にあう製品を選定し監督員の承諾を得ること。
- 4 大動物荷捌計量室前室へは発注者が指定する入口から入ること。
- 5 施設を汚損することがないように必要に応じ養生等すること。
- 6 作業完了後は、施工写真、完成写真及び完了届を提出すること。

第6 提出書類

受注者は次の書類を提出すること。

- ・ 施工写真
- ・ 完成写真
- ・ 完了届（支払書類と共に提出）

第7 衛生管理及び養生等

- 1 第二市場は3足制である。次のとおり履物を変えること。
 - (1) 外部から下足場 …下履き
 - (2) 建物内 …上履き
 - (3) と畜関係諸室 …汚れていない白長靴
- 2 作業はヘルメットの下にヘアーキャップ、新しい手袋を着用すること。
なお、枝肉が保管された冷蔵庫に入室する場合はマスク、不織布のつなぎ（タイバックウェア等）を着用すること。これ以外のものの着用を希望するときは監督員の承諾を得ること。
- 3 原則として、資材、備品及び各種機械等の室内設置物は移動させないこと。やむを得ず移動させる場合は、作業後、元通りとすること。
- 4 室内設置物は埃やゴミ等で汚損しないよう清潔な使い捨て養生シート等で覆うこと。
- 5 作業終了後は、ビス等の小物、道具、工具等の置き忘れがないことを十分確認すること。
- 6 作業終了後は、据付の水栓及びホースを用いて室内の清掃を行うこと。

第8 支払方法

代金については、受注者から必要な書類を受領した後、提出された請求書に基づき支払う。

第9 その他の事項

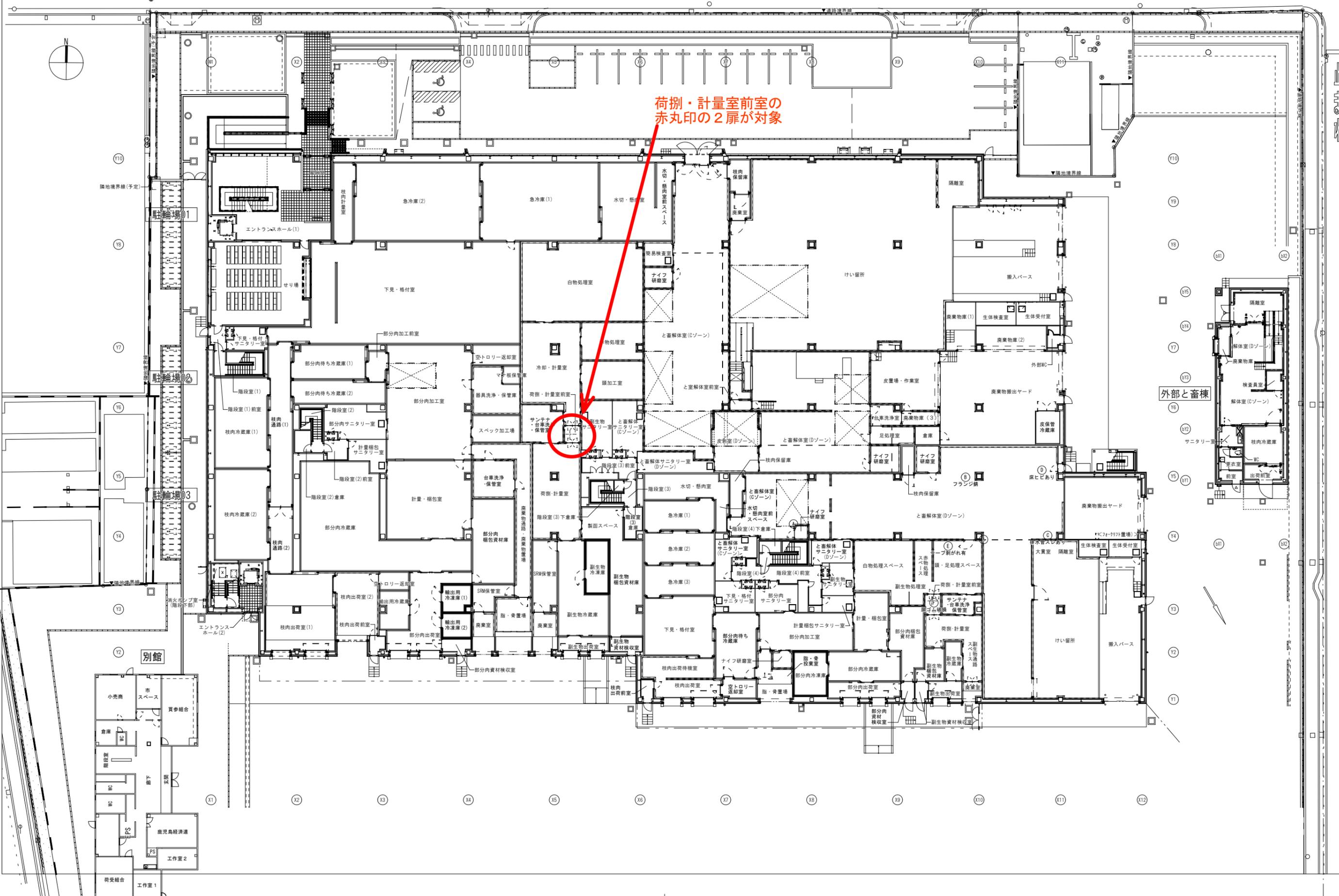
- 1 受注者は、労働基準法、労働安全衛生法その他業務の実施に関する法令に基づき業務を実施する。
- 2 第二市場は食品を扱う施設であり、衛生面には特に注意して業務を行うこと。
- 3 第二市場内の衛生管理区域内に出入する場合は、必ず所定の消毒を行うこと。
- 4 修繕に実施等により発生する細部の事項は、監督員と受注者が協議のうえ決定する。
- 5 受注者は、契約履行中に知り得た本市の秘密に属する事項を第三者に漏らして

はならない。

6 受注者は、当該作業に関わる範囲以外の場所に無断で立ち入らないものとする。

7 発注者は、受注者に対し、第二市場内において水及び電力を無償で提供する。ただし、受注者は節水、節電に努めること。

8 第二市場内で口蹄疫等の家畜伝染病に罹患した動物が発見され、家畜保健衛生所による防疫体制が発動された場合、と畜業務が停止に近い状態となり、本委託の履行に支障が生じる可能性がある。その場合、監督員と受注者が協議のうえ、本契約内容に必要な変更を行う。



荷捌・計量室前室の
赤丸印の2扉が対象

外部と畜棟

別館





北側扉



南側扉